

# 医療ビッグデータ新法

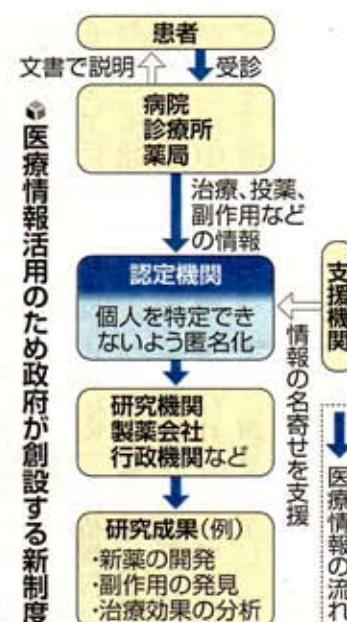
## 政府提出へ「認定機関」で匿名化

個人の医療情報を「ビッグデータ」として集約し、将来の治療法の確立や、新薬開発につなげるために政府が検討している新制度の概要が明らかになった。国が、医療系の学会や医薬品の開発などを行っている団体を「認定機関」に指定し、認定機関が病院や薬局などが保有している患者の治療や投薬に関する情報をを集められるようにするのが柱だ。認定機関は、集まつた情報を匿名化して大学など研究機関に提供する。政府は20日召集の通常国会に新法を提出し、2018年中の実現を目指す。(解説 4面)

### 治療・薬開発に活用

多くの人が罹患する病気について、個人の体質に応じた予防策や進行抑制方法を高い精度で見つける効果も期待される。

医療情報は、個人情報保護法で第三者に提供する際に本人の同意が必要とされる。今年5月に全面施行される改正個人情報保護法では、病歴は人種、信条、犯



ビッグデータ人の移動や消費の履歴など、暮らしや経済活動で生み出される膨大な電子情報。人工知能(AI)などと並び、産業構造の転換を図る「第4次産業革命」を推進すると期待されている。

個人情報に位置づけられ、厳格な取り扱いが求められている。政府は医療ビッグデータの有用性を重視し、認定機関については「例外措置」として同意は不要とし、患者が拒否した場合に限り、情報が提供されない仕組みとする方向で検討している。個人情報の流出などの事態が起きた場合の罰則のあり方などについても定する。個人情報の流出などを引き続き検討している。

新法の名称は「医療分野の研究開発に資する医療情報提供促進法案」(仮称)。政府は、医療ビッグデータの集約により、多数の症例や治療経過を分析することが可能になり、治療効果の検証や、副作用の発見などにもつながるとみている。これまで明らかになつてこなかつた複数の病気の関連性や、服用した薬の影響などもわかる可能性がある。がんや生活習慣病など

新制度では、認定機関が病院や薬局などに患者の治療歴や検査結果、投薬歴や副作用などの提供を呼びかける。強制力はなく、情報提供するかどうかは医療

機関などの判断に委ねられる。協力に応じる医療機関などは、患者本人に情報を提供することを文書で告知

が特定できないよう名前などを削除した上で、申請した研究機関などに限って利用を認める。

医療情報は、個人情報保護法で第三者に提供する際に本人の同意が必要とされる。今年5月に全面施行される改正個人情報保護法では、病歴は人種、信条、犯

罪歴などと同じ、「要配慮

」でいる。